

**Ⅲ. 6-2 第Ⅱ期工事等における
施設の解体撤去物等の海上輸送マニュアル**

＜目次＞

| | | |
|-----|----------------------------------|---|
| 第 1 | マニュアルの趣旨 | 1 |
| 第 2 | マニュアルの概要 | 1 |
| 第 3 | マニュアルの適用範囲 | 2 |
| 第 4 | 豊島専用棧橋における施設の解体撤去物等の積込み | 3 |
| 第 5 | 航行安全対策 | 5 |
| 第 6 | 荷下ろし施設の岸壁（豊島外）における施設の解体撤去物等の荷下ろし | 6 |
| 第 7 | 豊島専用棧橋を活用した施設の解体撤去等に用いる資機材等の搬出入 | 6 |
| 第 8 | 情報の公開 | 6 |

別添 海上輸送に係る基準

【修正履歴】

| 年 月 日 | 摘 要 | 審 議 等 |
|---------|----------|-------------|
| R3.9.26 | マニュアルの策定 | 第 12 回撤去検討会 |
| R4.1.28 | マニュアルの改訂 | 第 14 回撤去検討会 |
| | | |
| | | |

Ⅲ.6-2 第Ⅱ期工事等における施設の解体撤去物等の海上輸送マニュアル

第1 マニュアルの主旨

1. 本マニュアルは、施設の解体撤去物等の海上輸送の実施方法等を定めたものである。
2. 本マニュアルに定める海上輸送の実施方法等は、必要に応じて適宜見直すこととする。

[解説]

本マニュアルでは、施設の解体撤去物等の海上輸送の実施方法等について、特に配慮すべき事項を定める。

なお、本マニュアルに定める内容は、必要に応じて適宜見直すこととする。

第2 マニュアルの概要

1. 「Ⅲ.2-2 第Ⅱ期工事等における施設の解体撤去物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル」に基づき分別された施設の解体撤去物等については、原則、豊島専用栈橋を活用して海上輸送を行うものとする。
2. 海上輸送は、内航海運業法（昭和27年法律第151号）第3条第1項の登録を有する者により、行うものとする。

[解説]

分別された施設の解体撤去物等について、令和4年3月末までは、原則、豊島専用栈橋を活用し、海上輸送を行う。なお、搬出量が少量の場合には、トラックにより家浦港からフェリーにて島外搬出を行うこともあるが、その場合は、本マニュアルの対象外となるものの、別途規定の「Ⅲ.6-1 豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」に準拠して搬出を行わなければならない。

工事等の受託者は、海上輸送業務について、国内における船舶による輸送事業を行うために必要とされる内航海運業法（昭和27年法律第151号）第3条第1項の登録を有する者に委託して実施する。

第3 マニュアルの適用範囲

1. 本マニュアルの適用範囲は、施設の解体撤去物等を豊島専用栈橋上で輸送船に積込み、荷下ろし施設まで海上輸送した後、荷下ろし施設の岸壁で払出し・処理委託先に引き渡すまで及び豊島専用栈橋を利用した資機材等の搬出入時を対象とする。

[解説]

海上輸送にあたり、特に配慮が必要な作業としては、豊島専用栈橋での解体撤去物等の輸送船への積込みから、海上での運送、荷下ろし施設の岸壁での払出し・処理委託先に引き渡しまで及び豊島専用栈橋を利用した資機材等の搬出入時であることから、その範囲を本マニュアルの適用範囲とする。

第4 豊島専用棧橋における施設の解体撤去物等の積込み

1. 施設の解体撤去物等は、積替え施設及び積替え施設前に分別集積・一時保管する。
2. 輸送船に積み込む際には、施設の解体撤去物等をバックホウ等で運搬車輛に積込み、積替え施設に隣接されたトラックスケールで計量を行い、記録を整理する。
3. 豊島専用棧橋上に設置した、輸送船に積み込むためのヤード（以下、「積込みヤード」という。）まで運搬し、慎重にダンプアップを行い、飛散防止に配慮するとともに安全な荷下ろしに努める。なお、輸送船がロールオン・ロールオフ船となる場合は、荷下ろし施設の揚陸状況により、運搬車輛ごとの輸送や、輸送船上での荷下ろし等を決定する。
4. 積込みヤードまでの運搬は、輸送船1隻分の積込みに適した車輛規格・台数で行い、原則、徐行運転（概ね10km/h以下）にて走行する。なお、運搬車輛は輸送船の豊島専用棧橋への接岸が完了するまでは、棧橋の連絡橋部で待機し、その台数は1台までとする。
5. 輸送船への積込みは、輸送船のクレーン（バケット付き）を使って行い、輸送船と積込みヤードの間には、落下防止対策を施す。なお、荷役作業開始前には荷役設備の点検を行う。
6. 原則、強風時や雨天時の作業は行わないものとする。

[解説]

施設の解体撤去物等は、積替え施設及び積替え施設前に分別集積する。積替え施設前の集積高さは5m未満とし、安定勾配を確保した形状で一時保管する。（図1）

積替え施設前にて、施設の解体撤去物等を、バックホウ等を用いて運搬車輛に積込み、積替え施設に隣接されたトラックスケールで計量を行い、運搬車輛及び船舶が過積載とならないよう重量の管理を行う。なお、計量結果は荷役協定書に記載する。

計量後、豊島専用棧橋上に設置した積込みヤードまで運搬し、ゆっくりダンプアップを行い、飛散しないよう慎重に積込みヤード内への荷下ろしを行う。なお、輸送船がロールオン・ロールオフ船の場合は、荷下ろし施設で運搬車輛が自走で揚陸できる条件であれば、運搬車輛ごとの輸送とし、過積載とならないよう運搬車輛の重量を加味した重量の管理を行う。運搬車輛が自走で揚陸できない条件であれば、棧橋上の積込みヤードでの荷下ろしと同様に、輸送船上で飛散しないよう慎重に荷下ろしを行う。

積替え施設前から積込みヤードまでの運搬については、輸送船1隻分の積込みに適した車輛規格・台数で行い、原則、徐行運転（概ね10km/h以下）にて走行するものとし、過積載とならないよう注意する。運搬車輛は輸送船の豊島専用棧橋への接岸が完了するまでは、棧橋の連絡橋部で待機し、その台数は1台までとする。（図2、写真1）

輸送船への積込みは、輸送船のクレーン（バケット付き）で行い、輸送船と積込みヤードとの間には、シート張り等の落下防止対策を施す。なお、船内荷役作業指揮者は荷役作業開始前に荷役設備の点検を行い、必要な場合は整備等を行う。

原則、風速が8m/sを超えた場合や波高が0.8mを超えた場合（井島水道で白波が立ち始める）は全ての作業を中断することとする。また、大雨注意報発令時（土砂災害等のおそれが残っている場合の継続発表は除く）の作業は行わないものとし、作業中、雨音で話し声が良く聞き取れない状態となった場合^(*)は、作業員の安全確保の観点から、

直ちに積込みヤード及び輸送船上の施設の解体撤去物等をシートで覆い、天候が回復するまで作業を中断する。

その他、実施にあたっては、別で定める「海上輸送に係る基準」に従うものとする。
(※)気象庁のホームページによると、1時間雨量が10mm以上となった場合、屋内において雨音で話し声が良く聞き取れない状態とされている。

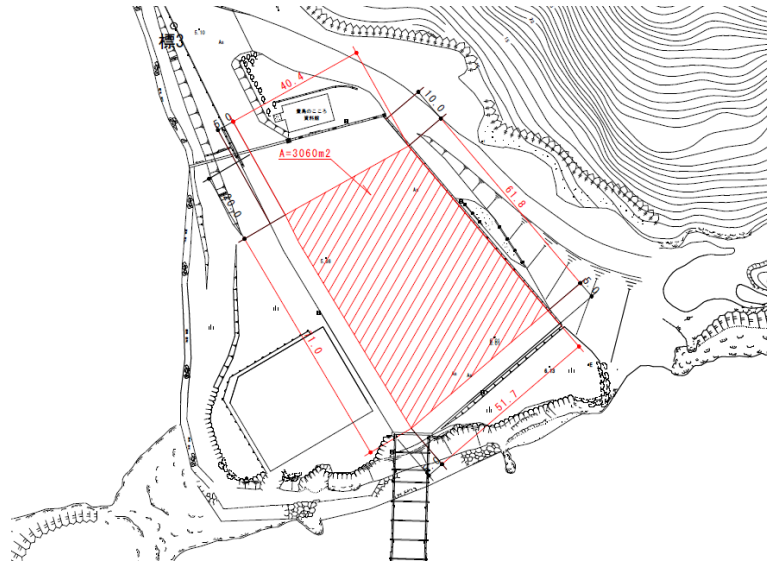


図1 積替え施設前の集積区域

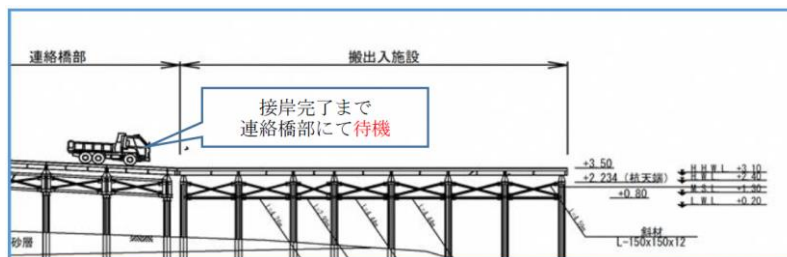


図2 専用棧橋利用時のイメージ図



写真1 専用棧橋利用時の車両待機場所

第5 航行安全対策

1. 海上輸送にあたっては、海上輸送業務受託者に統括させ、責任をもって実施させるものとする。
2. 施設の解体撤去物等の海上輸送の安全管理基準として次の事項を定める。
 - (1) 施設の解体撤去物等の海上輸送業務の実施に当たって、海上輸送の安全管理体制を確保するため、工事等の受託者は運航管理者との連絡・調整を担当する者を置く。
 - (2) 豊島専用栈橋への離着岸中止基準、接岸速度は次のとおりとする。
 - ① 豊島専用栈橋での離着岸中止基準
風速 10m/s 以上
波高 0.8m以上（井島水道で白波が立ち始める）
視程 1,000m以下
 - ② 豊島専用栈橋での輸送船の接岸速度
10cm/s 以下
 - (3) 工事等の受託者は、海上輸送業務受託者と連携して海上輸送に伴う海難の発生等の緊急事態に備えるため、緊急連絡体制を整備し、県に提出する。

[解説]

1. 工事等の受託者は、払出し・委託処理を実施する施設の解体撤去物等の海上輸送について、国内において船舶による輸送事業を行うために必要とされる内航海運業法第3条第1項の登録を有する者に委託し、船内荷役作業指揮者を選任のうえ、責任をもって実施させるものとする。
2. 施設の解体撤去物等の海上輸送業務は、工事等の受託者より、海上輸送業務受託者に委託し実施するものではあるが、施設の解体撤去物等の海上輸送に伴う輸送船の航行安全管理体制を確保し、豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等の円滑な遂行を図るため、施設の解体撤去物等の海上輸送の安全管理基準を定める。

工事等の受託者は、海上輸送業務受託者の運航管理者との間で、運航計画の策定など海上輸送業務の実施に関する連絡・調整を行うために、連絡・調整を担当する者を置く。

輸送船の海上輸送の安全を確保するため、豊島専用栈橋を利用し海上輸送を行っていた廃棄物運搬船「太陽」に適用していた離着岸中止基準、接岸速度を施設の解体撤去物等の輸送船にも適用する。

工事等の受託者は、海上輸送に伴い海難の発生等の緊急事態が発生した場合に、海上保安官署等への連絡など海上輸送業務受託者と連携して行う緊急時における応急措置等を円滑に実施できるように、緊急時連絡体制を整備し、県に提出する。

第6 荷下ろし施設の岸壁（豊島外）における施設の解体撤去物等の荷下ろし

1. 荷下ろし施設の岸壁における払出し・処理委託先への引き渡しにあたっては、積み込み時と同様に施設の解体撤去物等の飛散及び落下の防止対策を施す。
2. 荷下ろし施設の使用にあたっては、施設管理者の定める規則等を遵守する。

[解説]

荷下ろし施設の岸壁（ロールオン・ロールオフ船による荷下ろし施設において運搬車輛が自走で揚陸できる場合を除く）における払出し・処理委託先への引き渡しにあたっては、輸送船のクレーン（バケット付き）を用いた荷卸し時に飛散防止に配慮するとともに安全に荷下ろしを行い、輸送船と荷下ろしヤードの間にはシート張り等の落下防止対策を施す。

荷下ろし施設の使用にあたっては、施設管理者の定める規則等を遵守し、必要な手続き及び対策を行う。

第7 豊島専用棧橋を活用した施設の解体撤去等に用いる資機材等の搬出入

1. 豊島専用棧橋を利用した資機材等の搬出入にあたっては、輸送船1隻分の積み込みに適した車輛規格・台数で行い、原則、徐行運転（概ね10km/h以下）にて走行する。なお、豊島専用棧橋を走行する搬出入車輛は原則1台までとする。
2. 資機材搬出入に用いる輸送船の航行安全対策は第5の内容を適用する。
3. 原則、強風時や雨天時の搬出入は行わないものとする。

[解説]

豊島専用棧橋を利用した資機材等の搬出入については、施設の解体撤去物等の積み込み時と同様の安全対策を行うものとする。

豊島専用棧橋を利用する車輛については、棧橋利用時の安全面に配慮して走行車輛数を原則1台までとするほか、別で定める「海上輸送に係る基準」に従うものとする。

第8 情報の公開

1. 工事等の受託者が作成した運航計画については、事前に関係者に周知する。

[解説]

工事等の受託者は、施設の解体撤去物等の輸送開始時期及び輸送量をあらかじめ海上輸送業務受託者に示し、運航計画を作成のうえ、県に提出する。県は提出された運航計画に基づき、事前に地元や漁協等関係者に運航予定を周知する。

海上輸送に係る基準

1 輸送船

- (1) 海上輸送は、豊島専用棧橋を使用するので、豊島専用棧橋に安全に離接岸でき、荷役作業が行える船舶により行うものとする。
- (2) 運搬船は、牽引力 150kN 以下（船舶の総トン数 200 を超え 500 以下）の規格の船舶とする。ただし、牽引力 150kN 以下の規格の船舶が調達できない場合は、事前に断面照査を実施するなど安全に利用できることを確認のうえ、県の承認を得たうえで利用するものとする。また、荷役の飛散防止のため天蓋を有する船舶とするが、調達できない場合は、シート等で荷役を覆うものとする。
- (3) 豊島専用棧橋の使用や荷下ろし施設までの航路を安全に航行できる大きさ及び構造を有するものとする。
- (4) 荷役を行うためのクレーンを有するものとする。ただし、ロールオン・ロールオフ船の場合、荷下ろし施設で運搬車輛が自走で揚陸できる条件であれば、クレーンを有さなくてもよい。
- (5) 内航海運業法第3条第1項の登録を受けているものとする。
- (6) 輸送船の船倉洗浄污水は専用タンクに貯留し、適正に処理するものとする。

2 運航計画の策定

- (1) 海上輸送業務受託者は、工事等の受託者から通知された施設の解体撤去物等の海上輸送開始時期及び輸送量により、工事等の受託者と協議の上、航行計画を含む「海上輸送業務運航計画書」を定め、工事等の受託者に提出するものとする。

3 運航体制等

- (1) 輸送船は、船長 1 名、機関長 1 名、航海士 1 名、甲板員 1 名の 4 名以上の運航体制とし、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）に準じた配乗とするものとする。
- (2) 豊島専用棧橋や荷下ろし施設での離接岸時には陸上作業員を配置し、綱取り、綱放し作業を行わせるものとする。

4 航行安全対策

- (1) 豊島専用棧橋での入出港及び荷役中止基準、接岸速度を遵守するものとする。
- (2) 航行時は海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法等の関係規則を遵守し、航路横断時は特に注意して航行するものとする。

5 豊島専用棧橋での作業手順

- (1) 豊島専用棧橋への離接岸時には、綱取り、綱放し作業を行う陸上作業員を配置するものとする。
- (2) 施設の解体撤去物等の運搬及び資機材等の搬出入時に使用する車輛は、積載物を含み 240kN 以下（14t 車を想定 $W=10t+14t=240kN$ ）の重量とする。ただし、240kN 以下の車輛が

調達できない場合は、事前に断面照査を実施するなど安全に利用できることを確認のうえ、県の承認を得たうえで利用するものとする。

また、豊島専用棧橋の走行車両数は原則1台までとするが、資機材等の重量が少なく使用する車両規格が想定する重量より明らかに小さい場合については、240kN を上限に走行方法を定め、県の承認を得たうえで利用するものとする。

- (3) 荷役作業は、輸送船のクレーンにより行うこととする。ただし、ロールオン・ロールオフ船の場合、荷下ろし施設で運搬車両が自走で揚陸できる条件であれば、運搬車両ごとの輸送とし、できない条件であれば、輸送船上で荷下ろしを行うこととする。
- (4) 荷役作業は、原則として日中に行うものとする。なお、荒天時は原則、荷役作業中止基準により荷役作業を中止する。

豊島専用棧橋での荷役作業中止基準

風速 8m/s 以上

波高 0.8m以上(井島水道で白波が立ち始める)

- (5) 豊島専用棧橋での係留中の安全確保に留意するものとする。

6 豊島専用棧橋から荷下ろし施設までの海上輸送

- (1) 輸送船には廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物を運搬している旨の表示を行うものとする。
- (2) 海上輸送は、原則として日中に行うものとし、夜間航行は行わない。
- (3) 海上輸送中の天候悪化等による航行中止に備え、あらかじめ避難港を定めるものとする。
なお、休日及び夜間の輸送船の待機場所について、海上が静穏な状態であれば豊島専用棧橋での待機も可能であるが、強風、波浪、高潮等の注意報の発令時は、最寄りの避難港を定めること。

7 荷下ろし施設での作業手順

- (1) 荷下ろし施設への離着岸中止基準や荷役作業中止基準については、豊島専用棧橋の基準を準用するものとするが、施設管理者の定める規則等がある場合はこの限りではない。
- (2) 荷下ろし施設への離接岸時には、綱取り、綱放し作業を行う陸上作業員を配置するものとする。
- (3) 荷役作業は、荷下ろし施設の陸上のクレーンまたは輸送船のクレーンを使用して行い、払出し・処理委託先に引き渡すものとする。
- (4) 荷役作業は、原則として日中に行うものとする。

8 荷役協定書

- (1) 荷役協定書に必要事項を記載し、工事等の受託者にその写しを送付するものとする。

9 安全管理体制等

- (1) 海上輸送業務の実施にあたっては、関係法規を遵守するとともに、輸送作業の安全確保の観点から、内航海運業法第9条に定める安全管理規程の写しを提出するものとする。
- (2) 海上輸送業務全体を統轄する運航管理者を 1 名選任するとともに、副運航管理者を選任し、運航管理者を補佐させるものとする。
- (3) 海上輸送中の輸送船の位置を常時確認できるようにするものとする。
- (4) 緊急時の連絡体制を定めるものとする。
- (5) 船舶保険、PI保険に加入するものとする。

10 関連法令及び条例の遵守

- (1) 海上輸送業務の実施にあたっては、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法その他の国民の健康の保護又は生活環境の保全を目的とする法令等を遵守するものとする。
- (2) 国が定める法令のほか、海上輸送業務実施地を管轄する都道府県等が定める条例等を遵守するものとする。